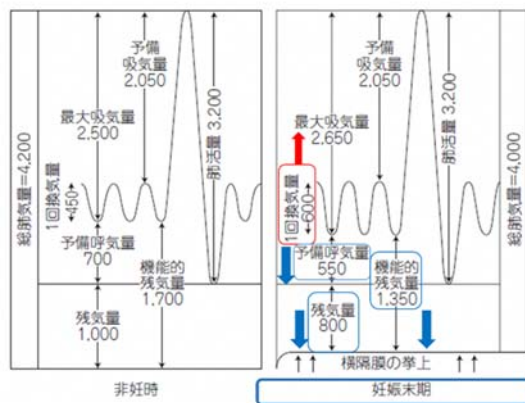


## 妊婦・産褥婦の新型コロナウイルスの感染予防対策について

コロナウイルスは発熱や上気道症状を引き起こすウイルスで、人に感染をおこすものは6種類あり、重症急性呼吸器症候群(SARS)などの重症化傾向のある疾患の原因ウイルスも含まれる。新型コロナウイルスはヒトからヒトへの感染の程度は明らかではない。過剰に心配することなく、風邪やインフルエンザと同様にまずはマスク着用、うがい、手洗い等の感染症対策を行う事が重要である。

一般的に妊娠後期は増大する子宮による横隔膜挙上、1回換気量の増加により予備呼気量、残気量、機能的残気量がそれぞれ約20%減少する。気管や肺の末梢での自力でははけない死腔が減少する。さらに妊娠中は免疫寛容状態であるために妊婦は非妊婦に比べてインフルエンザ等の呼吸器感染症が重症化しやすい特徴がある。

妊娠中の呼吸機能の変化



Williams Obstetrics 25ed. より一部改変

### 予防法について

一般的な衛生対策として、妊婦健診時、妊婦・褥婦に咳エチケットや手洗いなどを行って頂くよう、指導を行う。また、呼吸器症状のある妊婦さんを、外来では別室で待たせることも考慮してよい。診察室、椅子、てすりなど接触機会の多いものは1時間毎に次亜塩素酸ナトリウム(0.1%)で拭き上げる。手指消毒は消毒用アルコール(70%)を院内の入り口、診察室、病室の入り口に配置し、入退室時の使用を徹底する。

### 妊婦、産褥婦で鑑別を要する疾患

妊婦、産褥婦で発熱を認めた場合、血液検査、培養検査、レントゲン検査を躊躇しない事が重要である。必要があれば単純胸部CT撮影も行ってよい。分娩中の発熱は肺炎の発症よりむしろ、尿路感染症や子宮内感染の可能性が一般的に高い。また、劇症型A群溶連菌感染症なども強力な抗菌薬投与が第一選択となるため、鑑別診断が重要である。レントゲン、血液検査で肺炎を認める際には市中肺炎の他、インフルエンザや、アデノウイルス感染症

が鑑別に挙げられる。

### 母体、胎児への影響

新型コロナウイルスの情報は少ないので、コロナウイルス（SARS を含む）についてわかっていることを記述する。非妊婦にくらべて重症化し、集中治療の必要が多くなることが報告されている。また、流産、胎児発育不全も増加する。他のインフルエンザなどの呼吸器感染症と同様に母体の呼吸器感染症が胎児に直接感染することはない。妊娠初期のコロナウイルス感染症は、新型ウイルスであっても現時点では直接、胎児の先天奇形のリスクとなることは考えにくく、罹患した妊婦が過度に心配する事が無いような配慮を行う。

### 妊娠中のコロナウイルスの治療

現在コロナウイルスに関する有効な抗ウイルス剤はない。妊産婦がコロナウイルスに罹患したら、十分な補液と細菌による 2 次感染予防目的に必要時に抗菌薬投与を検討する。

### 授乳について

コロナウイルス感染が確定し発熱を認める褥婦においては母体がウイルス血症となることが考えられ、授乳は控えるように指導する。解熱後 3 日までは感染力があると判断し、個室隔離、手洗い、接触のある物を次亜塩素酸ナトリウム(0.1%)で拭き上げることを徹底する。授乳開始は解熱後 4 日目を目安とする。(ただし、今後の解明によって上記の日にちは変更されうる)

### 新型コロナウイルス感染症の届け出について

湖北省からの帰国者やその接触者などにおいて、集中治療その他これに準ずるものが必要な場合や臨床症状から肺炎と診断され、ただちに特定の感染症と診断ができない場合においては、非妊婦と同様に妊婦においても新型コロナウイルス感染症を疑って\*の報告対象として地域の保健所に届け出て必要に応じて検体を提出する必要がある。

### その他

今後、新型コロナウイルス感染症に対し、診断、予防対策等、新たな情報が入ることが予想されます。厚生労働省 HP(<https://www.mhlw.go.jp/index.html>)にご注意ください。

\* ) 現時点では届け出基準は (2 月 4 日健康局結核感染症課長発)

1) 発熱または呼吸器症状 (軽症の場合を含む) を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの

2) 37.5°C 以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前 14 日以内に WHO の公表内容から

新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住したもの

3) 37.5°C以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前 14 日以内に WHO の公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住したものと濃厚接触歴があるもの

4) 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に求められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し（法第 14 条第 1 項に規定する厚生労働省で定める疑似症に相当）、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの

以上

令和 2 年 2 月 6 日

公益社団法人日本産科婦人科学会  
理事長 木村 正  
周産期委員会委員長 池田 智明